

議案第109号

**東近江市長山公園等の指定管理者の指定につき議決を求める
ことについて**

東近江市長山公園等の指定管理者を次のとおり指定するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求める。

平成27年11月30日提出

東近江市長 小 椋 正 清

公の施設の名称	指定管理者	指定の期間
東近江市長山公園	滋賀県東近江市池庄町610番地 公益財団法人 東近江市地域振興事業団	平成28年4月1日 から 平成33年3月31日 まで
東近江市織公園 東近江市五個荘体育館	滋賀県東近江市池庄町437番地1 公益社団法人 東近江市シルバー人材センター	平成28年4月1日 から 平成33年3月31日 まで
東近江市ひばり公園 東近江市すこやかのだ 運動公園 東近江市湖東体育館	滋賀県東近江市池庄町610番地 公益財団法人 東近江市地域振興事業団	平成28年4月1日 から 平成31年3月31日 まで
東近江市湖東プール	滋賀県草津市大路三丁目5番64号 株式会社いずみ二一	平成28年4月1日 から 平成33年3月31日 まで
東近江市能登川スポー ツセンター	滋賀県東近江市池庄町610番地 公益財団法人 東近江市地域振興事業団	平成28年4月1日 から 平成29年3月31日 まで